

第54回採石業務管理者試験 実施要領

1 試験の実施日時及び場所

- (1) 日時
令和7年10月10日（金） 午前10時 から 正午 まで
- (2) 場所
秋田市山王四丁目1番2号 秋田県秋田地方総合庁舎5階 総502及び総503会議室

2 試験科目

- (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む。）
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

3 受験申込みに必要な書類

- (1) 受験願書（採石法施行規則様式第9によるもの） 1部
- (2) 添付書類
 - ア 履歴書（採石法施行規則様式第10によるもの） 1部
 - イ 写真 1枚
縦6センチメートル、横4センチメートルとし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載し、所定の台紙に貼り付けしたもの

4 受験願書用紙の交付

- (1) 期間及び時間
土曜日、日曜日及び祝日を除き、令和7年8月18日（月）から同年9月17日（水）までの午前9時から午後5時まで
- (2) 場所
秋田市山王三丁目1番1号 秋田県産業労働部クリーンエネルギー産業振興課
（期間中、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」（<https://www.pref.akita.lg.jp/>）「採石法関係」より、ダウンロードができる。）

5 受験願書の受付

- (1) 期間及び時間
土曜日、日曜日及び祝日を除き、令和7年8月18日（月）から同年9月17日（水）までの午前9時から午後5時まで
- (2) 場所
郵便番号010-8572 秋田市山王三丁目1番1号
秋田県産業労働部クリーンエネルギー産業振興課
（郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。）

6 受験手数料

- (1) 額
8,100円
- (2) 納付方法
受験願書を提出する際、秋田県証紙又はキャッシュレス決済により納付すること。

7 合格者の発表

令和7年10月31日（金）に合格者へ合格証を発送する。

8 開示請求の受付

- (1) 開示内容
科目別得点及び総合得点
- (2) 期間及び時間

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、令和7年11月5日（水）から同年12月4日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 開示条件

受験者本人が来庁した場合に限り、クリーンエネルギー産業振興課内において試験の得点について口頭での請求をすることができる。

9 試験当日の注意事項

(1) 日 程

- | | |
|------------------|--------------------|
| ア 受付（受験票・連絡先の確認） | 午前9時30分から午前9時45分まで |
| イ 試験についての説明 | 午前9時45分から午前10時まで |
| ウ 試験 | 午前10時から正午 |

(2) 注意事項

- ア 午前9時45分までに入室すること。
- イ 遅刻は試験開始後30分（午前10時30分）まで認める。
- ウ 退室は試験開始から40分経過後（午前10時40分）から試験終了時間の10分前（午前11時50分）まで認める。但し、一度退室したら試験終了まで入室を認めない。
- エ 計算機の使用は認めない。
- オ 試験会場内での飲食・喫煙は禁止する。
- カ 試験問題及び注意事項は回収しない。（持ち帰ってもよい）
- キ 不正があった場合は、解答はすべて無効とする。

10 試験についての問い合わせ先

秋田県産業労働部クリーンエネルギー産業振興課 産業保安チーム （電話018-860-2284）